

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
12月14日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

道路の区域の変更 (道路整備課) 四

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

道路の位置の指定 (建築指導課) 五

公告
公共測量の実施 (監理課) 五

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五

選管告示
政治団体の名称等 五

政治団体の異動事項 六

資金管理団体の名称等 六

公安委告示
技能検定員審査の実施 七

教習指導員審査の実施 七

山口県告示第四百八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前



評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年十二月十四日から平成二十五年一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字冲宇部五二二三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字冲宇部五二二三番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始
二七―イ	($m^3/時$) 〇・四	平成一、五、七	平成二、五、二	平成二、五、四
二七―エ	($Nm^3/時$) 六〇〇	"	"	"
備考	「二七―イ」及び「二七―エ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。			
		間 隔	連 続	時 間
		一 日 当 た	二 四 時 間	変 動 な し
		季 節 的 変 動 の 概 要		

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態		排出水の一日当たりの量 (m ³)
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・四	"	七・五	通 常	最 大	通 常	最 大
"	"	九・六	通 常	最 大	通 常	最 大
七	"	六	通 常	最 大	通 常	最 大
二〇	一五	一〇	通 常	最 大	通 常	最 大
一六	"	一五	通 常	最 大	通 常	最 大
二五	二〇	二五	通 常	最 大	通 常	最 大
三六	四	二	通 常	最 大	通 常	最 大
五六	一三	六	通 常	最 大	通 常	最 大
〇・四	"	〇・二	通 常	最 大	通 常	最 大
一	"	〇・三	通 常	最 大	通 常	最 大
一四	"	〇・五	通 常	最 大	通 常	最 大
一四、四五六・一	一〇八、四〇〇	五、八〇〇	通 常	最 大	通 常	最 大
一六、四一三・六	一三五、六〇〇	六、八〇〇	通 常	最 大	通 常	最 大

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

凝 集 沈 殿 槽		沈 殿 池		凝 集 沈 殿 槽		中 和 槽		設 合 成 工 場 排 水 処 理 施 設		中 和 槽		処 理 後
処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
八・四	八	八・四	八	八・四	"	九	一〇	八	四	八	一	八
九・七	"	"	二・九	一・〇	二・九	一・〇	二・九	一・〇	七・五	三・九	七・二	一・九
"	"	"	"	"	"	"	"	"	七	七	一〇	七
二二	"	"	三三	二二	"	"	三三	"	二	一五	二〇	一〇
一六	"	"	一八	一六	"	"	一〇、〇〇〇	五〇〇	二〇	一五	一〇	一五
二五	"	一、〇〇〇	六、〇〇〇	二五	"	"	四、〇〇〇	一、〇〇〇	二五	一〇、〇〇〇	一〇〇	二五
"	"	"	"	"	"	"	五〇	"	"	"	"	"
七七	"	"	八〇	七七	"	"	八〇	"	"	"	"	"
"	"	"	"	〇・四	"	"	三六	"	"	"	"	"
一・一	"	"	五〇	一・一	"	"	六九	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	一四	一五	一五	一五	一〇、〇〇〇	一五
四、三二四	四、六八三・二	"	一、八四二・九	五、九四七・三	"	"	六、七三八・一	二六四・四	二六二・四	七八六	六一三・九	四五六・三
一六、四一三・六	"	"	一七、五七三・六	一〇、九三四・八	二二、〇九四・八	"	七、四一一・六	二六四・四	二六二・四	九三六・九	七六四・八	四五六・三

山口県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 一般国道
路線名 二六一号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
萩市大字椿字霧口一〇一地先から 同市同大字字中霧三三二の一地先まで	最狭 五二・一〇	最狭 一五・〇六	四二九・二	四一七・八	道路改良工 事による。

道路の種類 県道
路線名 萩津和野線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
萩市大字高佐上字川平一四五二の二 地先から 同市同大字 地先まで 同字一四五二の一六	最狭 二一・三	最狭 一三・九〇	四四・〇	四四・〇	道路改良工 事による。

道路の種類 県道
路線名 美祢油谷線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
長門市依山字高六九四六の一 地先から 同市依山 同字六九七九の二地先ま で	最狭 五〇・〇〇	最狭 一三・五〇	七二〇・〇	七二五・八	道路改良工 事による。

山口県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 二六二号	萩市大字椿字霧口一〇一地先から 同市同大字字中霧三三二の一地先まで	平成二十四年十二 月十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 萩津和野線	萩市大字高佐上字川平一四五二の二地先から 同市同大字 同字一四五二の一六地先まで	平成二十四年十二 月十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 美祢油谷線	長門市依山字高六九四六の二地先から 同市依山 同字六九七九の二地先まで	平成二十四年十二 月十五日

山口県告示第四百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市高栄二丁目六四六二の一	四・〇〇四・七	一三六・六	五七四・八五
山陽小野田市稲荷町六五三二の一	四・〇〇八・〇	八八・八	三五四・〇二
山陽小野田市須恵二丁目五八二五の一	四・〇	九二・六	三九一・九二
山陽小野田市大字厚狭字東ノ原一七八の一の一部及び一七六八の五四並びに字柳下一八五二の九	四・〇〇八・〇	一、二八四・六	六、六二七・〇五
山陽小野田市大字埴生字西系根二一九四の一の一部	四・〇	六〇・七	二三〇・九七



(五九七) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年十二月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域

- 三 作業の期間
平成二十四年十二月五日から平成二十六年三月三十一日まで

(五九八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十二月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
岩国市牛野谷町三丁目及び南岩国町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山口市大手町九番六号
社会福祉法人山口県社会福祉事業団



山口県選挙管理委員会告示第百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年十二月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
西本篤史後援会	内田 勝巳	田中 克美	熊毛郡田布施町大字大波野772の6		平成24、11、13

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項	備出日(年/月)
	氏名	公職の種類			氏名	公職の種類		
日本維新の会山口県支部	篠田 誠司	衆議院議員	篠田 峰子	山口市下町6番/号	篠田 誠司	衆議院議員	政治資金規程第97号に係る関係の国会政治団体	平成24、27
日本維新の会山口県支部	篠田 誠司	衆議院議員	篠田 峰子	山口市下町6番/号	篠田 誠司	衆議院議員	政治資金規程第97号に係る関係の国会政治団体	平成24、27
日本維新の会山口県支部	篠田 誠司	衆議院議員	篠田 峰子	山口市下町6番/号	篠田 誠司	衆議院議員	政治資金規程第97号に係る関係の国会政治団体	平成24、27
日本維新の会山口県支部	篠田 誠司	衆議院議員	篠田 峰子	山口市下町6番/号	篠田 誠司	衆議院議員	政治資金規程第97号に係る関係の国会政治団体	平成24、27
日本維新の会山口県支部	篠田 誠司	衆議院議員	篠田 峰子	山口市下町6番/号	篠田 誠司	衆議院議員	政治資金規程第97号に係る関係の国会政治団体	平成24、27
日本維新の会山口県支部	篠田 誠司	衆議院議員	篠田 峰子	山口市下町6番/号	篠田 誠司	衆議院議員	政治資金規程第97号に係る関係の国会政治団体	平成24、27
日本維新の会山口県支部	篠田 誠司	衆議院議員	篠田 峰子	山口市下町6番/号	篠田 誠司	衆議院議員	政治資金規程第97号に係る関係の国会政治団体	平成24、27
日本維新の会山口県支部	篠田 誠司	衆議院議員	篠田 峰子	山口市下町6番/号	篠田 誠司	衆議院議員	政治資金規程第97号に係る関係の国会政治団体	平成24、27
日本維新の会山口県支部	篠田 誠司	衆議院議員	篠田 峰子	山口市下町6番/号	篠田 誠司	衆議院議員	政治資金規程第97号に係る関係の国会政治団体	平成24、27

山口県選挙管理委員会告示第百二十七号

政治資金規程正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七十条第一項の規定による届出があった政治団体の運動事項は、次のとおりである。

平成二十四年十一月十四日

山口県選挙管理委員会 事務課

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出日(年/月)
		新	旧	
自由民主党山口県衆議院支部	名	自由民主党山口県衆議院支部	自由民主党山口県第二選挙区支部	平成24、27
自由民主党山口県第二選挙区支部	〃	自由民主党山口県第二選挙区支部	自由民主党山口県第二選挙区支部	〃
自由民主党山口県第二選挙区支部	事務所	岩国市今津町1丁目10番/7号	山口市中河原区2番/4号	〃
自由民主党山口県第二選挙区支部	代表者	富村 郷司	藤谷 光信	〃
自由民主党山口県第二選挙区支部	事務所	山口市中央5丁目7番/7号	周南市梅園町2丁目37	〃

代表者である公職の種類	代表者	衆議院議員	参議院議員	
代表者である公職の係る補公職の種類	財満慎太郎	衆議院議員	藤谷 光信	〃
代表者である公職の係る補公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	参議院議員	〃
代表者である公職の係る補公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	参議院議員	〃
代表者である公職の係る補公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	参議院議員	〃
代表者である公職の係る補公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	参議院議員	〃
代表者である公職の係る補公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	参議院議員	〃
代表者である公職の係る補公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	参議院議員	〃
代表者である公職の係る補公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	参議院議員	〃
代表者である公職の係る補公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	参議院議員	〃

山口県選挙管理委員会告示第百二十八号

政治資金規程正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年十一月十四日

山口県選挙管理委員会 事務課

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備出日(年/月)
財満慎太郎	衆議院議員	財満政策研究会	下関市上田中町4丁目/番6号	財満慎太郎	平成24、27



山口県公安委員会告示第五十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十五年一月十五日（火曜日）及び同月十六日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年十二月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万三千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

れる者であるときは、それぞれ二万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百五十円
備考 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十五年一月十六日（水曜日）及び同月十七日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年十二月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千四百円
三 教則の内容となつてゐる事項	千八百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千八百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千九百五十円

備考
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年一月十八日(金曜日)及び同月二十一日(月曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年十二月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円

備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型三種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年一月十八日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年十二月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時

三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万八千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千八百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千五百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百円

備考

大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一・二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第五十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十五年一月二十一日(月曜日)及び同月二十二日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十四年十二月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

一万五千元(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千元から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百五十円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一・二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
 教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十五年一月二十二日(火曜日)及び同月二十三日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

備考	審査細目	減ずる額
	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千七百五十円
	二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
	三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
	四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
	五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円
	六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年十二月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十五年一月二十四日(木曜日)及び同月二十五日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年十二月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

れる者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年一月二十五日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年十二月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千九百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百元

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一
二
九
〇
〇
に
す
る
こ
と。

平成二十四年十二月十四日印刷

発行人所

山口県知事庁